

山口県警察施設広告掲出実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口県広告取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づき、山口県警察（以下「県」という。）が管理する施設の内部壁面等への広告掲出について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、要綱及び山口県広告掲載基準（以下「基準」という。）で使用する用語の例による。

(広告掲出の基準)

第3条 広告掲出の基準は、要綱第3条、基準第4条及び第5条の規定に基づくものとする。

(広告掲出の規制業種又は事業者)

第4条 基準第3条に定める業種又は事業者の広告は掲出しない。広告の掲出期間に当該業種又は事業者に該当することとなった場合も同様とする。

(広告掲出の場所、規格及び掲出期間)

第5条 広告を掲出する場所、規格、種類、数量及び位置は、別紙のとおりとする。

2 広告を掲出する期間は、原則として1か月単位で1年以内とする。ただし、複数月の広告掲出の申込みがあった場合は、その掲出期間を複数月とすることができる。

なお、広告の掲出を開始する日は原則として当該広告を掲出する月の初日とし、広告の掲出を終了する日は原則として当該広告を掲出する月の最終日とする。

(広告の募集)

第6条 広告を山口県警察施設に掲出できる者（以下「広告掲出者」という。）は公募により募集する。なお、ポスター広告の広告掲出者は、山口県警察施設広告掲出申込書（様式1）により応募するものとする。広告付き庁舎案内板及び広告板（以下「案内板等」という。）の設置並びに玄関用マット広告については、別途募集を行う。案内板等及び玄関用マット広告については、設置した業者が広告掲出者となり、案内板等の広告案については山口県警察施設広告掲出申込書（様式2）を、玄関用マット広告の広告案については山口県警察施設広告掲出申込書（様式3）により、原則として広告を掲出する14日前の日までに県へ提出する。

(広告掲出者の決定)

第7条 県は、前条のポスター広告の掲出について申込があったときは、要綱及び基準に基づき、申込者及び申込の内容について審査し、広告掲出者を決定する。

2 県は、前項の決定を行ったときは、その結果を速やかに広告掲出決定通知書（様式4）により応募者へ通知しなければならない。

3 県は、第1項の規定により決定した広告掲出者が、第9条に規定する契約の締結を行わないときは、当該決定を取り消すものとする。

(行政財産の使用許可)

第8条 前条第1項により契約の相手方として決定された広告掲出者は、広告の掲出をするに当たっては、行政財産の使用許可を受けなければならない。

(契約の締結)

第9条 県は、前条により使用許可を受けた広告掲出者と、契約を締結するものとする。

る。

(広告内容等の審査及び修正)

第10条 県は、要綱第10条の規定に定める山口県広告審査会(以下「審査会」という。)による広告内容等の審査の後、掲出の可否についての結果を山口県警察施設広告掲出承認通知書(様式5)又は山口県警察施設広告掲出不承認通知書(様式6)により通知するものとする。

2 審査会において、広告の内容等が基準第4条又は第5条に反すると判断された場合、県は、広告取扱業者に対し、当該広告の全部又は一部について修正、削除を指示するものとする。なお、広告が掲出中であっても同様とする。

3 広告主は、正当な理由がある場合以外は、修正、削除に応じなければならない。

(広告の作成)

第11条 広告は、広告掲出者が作成するものとする。

2 前項の規定による広告の作成に要する経費は、広告掲出者が負担するものとする。

(契約の解除)

第12条 県は、広告掲出者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することができる。

(1) 指定する期日までに、契約に定める広告料の納付がない場合

(2) 行政財産の使用許可が取り消された場合

(3) 契約の定めに違反した場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、広告掲出を継続することが適当でないと判断した場合

(広告料の還付)

第13条 徴収した広告料は還付しない。ただし、特別の理由があると認められるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(広告の変更)

第14条 広告掲出者は、契約の期間内において、広告の内容等を原則として月単位で変更することができる。

2 広告の内容等を変更する場合の手続きは、山口県警察施設広告掲出変更承認願(様式7、様式8又は様式9)により、第10条の規定に準じて行うものとする。

(広告掲出者の責務)

第15条 広告掲出者は、広告の内容、その他の広告掲出に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為、その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告掲出者は、広告の掲出により第三者に損害を与えた場合は、広告掲出者の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第16条 この要領に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、県と広告掲出者が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年1月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年2月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年1月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月8日から施行し、平成22年4月1日から掲出する広告に適用する。

附 則

この要領は、平成23年1月12日から施行し、平成23年4月1日から掲出する広告に適用する。

附 則

この要領は、平成24年2月8日から施行し、平成24年4月1日から掲出する広告に適用する。

附 則

この要領は、平成28年2月8日から施行し、平成28年4月1日から掲出する広告に適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月26日から施行し、平成29年7月1日から掲出する広告に適用する。

附 則

この要領は、平成30年1月12日から施行し、平成30年4月1日から掲出する広告に適用する。

附 則

この要領は、平成30年11月16日から施行し、平成31年4月1日から掲出する広告に適用する。

附 則

この要領は、令和元年11月11日から施行し、令和2年4月1日から掲出する広告に適用する。

附 則

この要領は、令和3年11月16日から施行し、令和3年11月16日から掲出する広告に適用する。

附 則

この要領は、令和4年1月24日から施行し、令和4年1月24日から掲出する広告に適用する。

附 則

この要領は、令和7年5月28日から施行し、令和7年10月1日から掲出する広告に適用する。

1 山口県総合交通センター本館 ポスター広告

場 所	規 格	種 類	数 量	位 置
総合交通センター本館 1 階	B 2 版縦 (縦 728 mm×横 515 mm)	ポスター	4 枠	県が指定する位置
総合交通センター本館 1 階	B 1 版縦 (縦 1,030 mm×横 728 mm)	ポスター	3 枠	県が指定する位置
総合交通センター本館 2 階	B 2 版縦 (縦 728mm×横 515mm)	ポスター	7 枠	県が指定する位置

2 交通安全学習館 ポスター広告

場 所	規 格	種 類	数 量	位 置
交通安全学習館 1 階	B 1 版縦 (縦 1,030 mm×横 728 mm)	ポスター	1 枠	県が指定する位置
交通安全学習館 2 階	B 1 版縦 (縦 1,030 mm×横 728 mm)	ポスター	3 枠	県が指定する位置

3 山口県総合交通センター 広告付き案内板及び広告板

場 所	規 格	種 類	数 量	位 置
本館 1 階待合ホール	○ W 2.5m×D 1.0m×H 2.5m 以内 ○ 床面設置(自立可動式) ○ 掲出スペースの一部に行政情報用モニター(40インチ以上)及び庁舎案内を設置すること。	広告付き 庁舎案内板	1 基	県が指定する位置
本館 1 階更新受付横	○ W 1.0m×D 0.5m×H 2.5m 以内 ○ 床面設置(固定式) ○ 掲出スペースの一部に行政情報用モニター(40インチ以上)を設置すること。	広告板	1 基	県が指定する位置

4 岩国警察署 広告板

場 所	規 格	種 類	数 量	位 置
本館 1 階待合ホール	○ W 1.0m×D 0.5m×H 2.5m 以内 ○ 床面設置(固定式) ○ 掲出スペースの一部に行政情報用モニター(40インチ以上)を設置すること。	広告板	1 基	県が指定する位置

5 下関警察署 広告板

場 所	規 格	種 類	数 量	位 置
本館 1 階待合ホール	○ W 1.0m×D 0.5m×H 2.5m 以内 ○ 床面設置（固定式） ○ 掲出スペースの一部に行政情報用モニター（40インチ以上）を設置すること。	広告板	1 基	県が指定する位置

6 山口県総合交通センター 玄関用マット広告

場 所	規 格	種 類	数 量	位 置
山口県総合交通センター 本館 1 階正面玄関風除室内	○マット寸法 横 180cm×縦 120cm 厚さ 5～10mm程度 ○マット表面 (ナイロン又はポリプロピレン) ○マット裏面 (ポリ塩化ビニル)	玄関用マット	2 枠	県が指定する位置